

移転価格相互協議ガイドランス

関係法令：財務省規定第240号/PMK.03/2014
(2014年12月22日付)

2014年12月、インドネシア財務省は相互協議手続 (MAP) の改定を行いました。このガイドラインはMAPの申請に関して詳細な要件を設けています。全体的には一般的事項になっていますが、インドネシアの納税者が認識しておくべき幾つかの点があります。

KPMGのコメント:

世界的にMAPは有用性のあるメカニズムであるとされており、管轄当局は移転価格更正により引き起こされる二重課税問題を解決することができます。

係争解決はインドネシア当局の重要な課題であり、国内での異議申立や税務裁判手続のほかにMAPがありますが、これに関する3度目の改定となります。しかし、より重要なことはインドネシア税務当局 (ITO) はこのMAPによる手段を積極的に推進しており租税条約協定国との協議をすでに開始しています。

納税者はこの改定ガイドラインの実務的な幾つかの点について理解しておく必要があります。例えば期限とか税務調査の潜在性などはMAPの申請前に認識しておくことです。

新たな期限に関する制限

MAPの手続きに関する手続きは、もし納税者が異議申立または裁判への提訴を行う場合、中断されるというのが当初の規定でした。その後、MAPと共に国内での法的措置が平行して遂行されることが規定により可能となりました。しかしながら、最近の規定では、MAPが完了する前に税務裁判所が判決書を発行すればその時点でMAPは終了するとされています。さらに、租税条約の一般的な解釈に反して、今般インドネシア当局はMAPに更なる制限を加えることになり、裁判所が裁判における弁論が十分実施されたと判断した時点でMAPが終了することになりました。

税務調査の範囲

同ガイドラインはインドネシア税務当局がMAPが行われている年度について税務調査を実施できるとしておりますが、調査がMAPの協議対象となっている事項に限定するのかわたは拡大されるのかについて明確な記述はありません。ここで注意すべきことは、インドネシアの税務調査は広範囲に及ぶ詳細なデータと税務調査官との頻繁な折衝が要求されることです。

外国の税務当局が要請するMAP

他国の税務管轄当局が要請するMAPは同時にインドネシアにおいてもMAP申請が必要となります。規定では他国のそうした要請はインドネシアの企業が同一の税務事案についてMAPを要請する場合のみ手続きを進めるものとしています。

税務係争の解決

MAPを申請することは納税者の更正通知に基づく納税義務または異議申し立ての決定を延期させるものではありません。国内法の規定が係争中の未納税納付延期措置を与えていても (もし、最終判定が納税者の潜在的罰金負担となるにしても) MAPにはそうした措置はありません。

結論

更新されたガイドラインはより明確化された点はあまりありませんが、規定として発令することでインドネシア税務当局が他国の税務当局と課税問題を解決する上でMAPに焦点をおいていることを示したものといたします。このことはインドネシアの納税者がMAPを課税係争解決に活用するかどうか判断する上で考慮すべき事項といえるでしょう。

Contact us

税務 サービス

33rd Floor Wisma GKBI
28, Jl. Jend. Sudirman
Jakarta 10210, Indonesia
電話 : +62 (0) 21 570 4888
ファックス : +62 (0) 21 570 5888

ジャパンデスク

高橋 道則
KPMG Advisory Indonesia
E: Michinori.Takahashi@kpmg.co.id

鏡坂 淳一
KPMG Advisory Indonesia
E: Junichi.Yoroisaka@kpmg.co.id

西本 弘 (監査)
Siddharta & Widjaja
E: Hiroshi.Nishimoto@kpmg.co.id

橋田 美香 (監査)
Siddharta & Widjaja
E: Mika.Hashida@kpmg.co.id

北岡 望
KPMG Advisory Indonesia
E: Nozomi.Kitaoka@kpmg.co.id

ローカル責任者
Abraham Pierre
Partner In Charge, Tax Services
E: Abraham.Pierre@kpmg.co.id

kpmg.com/id

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するように努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2015 KPMG Advisory Indonesia, インドネシアの有限責任会社はKPMGネットワークに属する独立したメンバーファームであり、スイスの協同組合(cooperative)であるKPMG Internationalに加盟しています。著作権は弊社に所属します。印刷場所 : インドネシア

KPMGの名称、ロゴ、および、「複雑な世界を切り拓く」は、登録された、KPMG Internationalの商標です。